

## 1. ホワイトカラー・エグゼンプションについて

昨年末に、厚生労働相の諮問機関である労働政策審議会の労働条件分働会は、労働法制の改正に関する最終報告をまとめました。この報告の中に、「ホワイトカラー・エグゼンプション」が盛り込まれましたが、使用者側・労働者側の同意を得ることはできませんでした。

「ホワイトカラー・エグゼンプション」とは、労働基準法に基づく労働時間の規制(1日8時間・1週40時間)を排し、成果に応じて賃金を支払う制度で、アメリカで導入されている制度を参考にし、年収などの要件を満たす企画・研究職などを対象としています。この制度が導入されると、純粋に成果に応じて賃金を支払うことになり、労働者側に労働時間の管理などを一任することになり、労働時間・残業時間という概念もなくなります。

近年の結果重視による成果主義の賃金体系が増加しているなかで、使用者側にとっては、一刻も早い導入を望んでいますが、労働者側は、労働時間の更なる増大や、残業代カットによる人件費削減への悪用などを懸念し、導入に対してはあくまでも反対の立場をとっています。厚生労働省は、法案を作成し、今年中に国会に提出する予定のようですが、対象労働者の適用条件などの細部については、未だにまとまっていないようです。

経営者の立場から見れば、だらだらと無駄に長時間働く社員に対し、払いたくもない残業代を払うよりも、てきぱきと効率よく、短時間で仕事をする社員に対し酬いたくなりますが、一方でこの制度が導入されたとしても、使用者の、労働者の長時間労働による健康被害などに対する健康管理義務は免れないはずですので、この制度の法案の、今後の成り行きに注目です。また、当社労士事務所だよりでも、引き続き続報を検討しています。

## 2. 社会保険料の変更について(雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険)

近年、とみに社会保険に関する動きが激しく、ニュースで取り上げられることが多いです。今回は、今年に予定されている保険料(率)の改定についてご案内します。

健康保険・介護保険・・・ 保険料計算の基礎となる標準報酬月額等級が、上下にそれぞれ4段階創設されます。これにより、4月1日より給料や報酬として、月額1,005,000円以上の支給を受けている人は保険料がアップし、101,000円以下の人については保険料がダウンします。なお、介護保険は今年については、保険料率の変更はなく、現行(1,23%)のままのようです。

厚生年金保険・・・ 少し先の話ですが、9月1日より、14,642%から14,996%へあがります(労使で折半します)。

労災保険・・・ 一時期話題になることが多かったアスベスト関連の給付金の財源に充てるため、保険料率が0,005%ほどUPします。平成19年度から適用され、手続きは4~5月の年度更新時に行います。

雇用保険・・・ 景気回復による失業者減少のため、雇用保険財政も回復してきたとのことで、保険料率が0,45(事業主負担分0,25・労働者負担分0,2)%ほどダウンします。手続きは労災保険と同様です。



## 3. テレビ出演のご案内 <武蔵野三鷹ケーブルテレビ>

2月1日から20日まで、「武蔵野三鷹ケーブルテレビ」に社労士の無料相談コーナー開設のご案内役としてテレビ出演します。

『むさしのみたか市民テレビ局 - かけこみ情報』

JCN 武蔵野三鷹 武蔵野三鷹ケーブルテレビ 5chで 毎日放送中!

ひる 1:00~1:30 よる 8:00~8:30

社会保険労務士事務所  
あおぞら人事・労務サポート  
秋山幸子(登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀4-15-33-710  
TEL:0422-44-9487  
FAX:0422-44-9477  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

### 編集後記

1月はお正月があるのであっという間に終わります。ただ、意外にあたらな仕事が舞い込むことが多いです。正月明け、休み気分が抜けないのかと思いますが、経営者の皆様は、年末の年始のお正月こそ、ゆっくりと会社の今後の方向性を考えていらっしゃるように感じます。正月明けにいざ、「就業規則を作るぞ!」「賃金体系を見直すぞ!」といった感じで労務管理整備のご依頼をいただくのかなと推測。2月も28日しかないの、ゆっくりしていると3月4月となってしまいます。気を引き締めてバパーッと仕事をこなしてゆかねば。(秋山)

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)